

社会福祉法人 光和苑
共同生活援助利用契約書
(グループホームサービス利用契約書)

_____ (以下「入居者」といいます。) とグループホームいなみつ (以下「事業者」といいます。) は、入居者がグループホームにおいて、事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付内の共同生活援助 (以下「グループホームサービス」といいます。) を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」といいます。) を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付内の共同生活援助について、入居者の地域における生活を支援し、事業者が提供するグループホームサービスの内容と入居者が支払うべき料金との関係を明確にし、入居者と事業者の双方の理解と合意のもとにグループホームサービスが提供されることを目的とします。

(グループホームサービス)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のグループホームサービスを入居者に提供するものとします。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。

- 2 前項の契約期間満了の日に引き続き、入居者について訓練給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、第14条もしくは第15条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第2章 サービス計画

(個別支援計画の作成)

第4条 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これにもとづいたグループホームサービスを提供するものとします。

- 2 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとします。
 - (1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、グループホームサービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、入居前に作成するものとします。

- (2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し内容の確認を行うものとします。
- (3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、入居者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
- (4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、入居者と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の確認を行うものとします。

第3章 利用料金

(利用料金)

- 第5条 事業者は、グループホームサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者の同意を得るものとします。
- 2 入居者は、グループホームサービスの対価として市町村が定める定率負担額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付対象料金を事業者に支払うものとします。
 - 3 入居者は、本人の希望による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。
事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することが出来るものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨記載するものとします。
 - 4 第2項および第3項の利用料金のうち、月を単位とするものについては、入居者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始、あるいは退所した場合、家賃、光熱水費は日割り計算とします。また、15日以上入院の場合は、光熱水費を日割り計算とし、事前の申し出（5日前）による帰省の場合の欠食分は、食材料費の負担の対象外とします。

(利用料金の支払い等)

- 第6条 事業者は、当月の利用料金合計額（定率負担額・訓練給付対象料金、食材料費、光熱水費）の請求書を、翌月10日までに入居者に送付するものとします。
- 2 入居者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月15日までに支払うものとします。
 - 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく訓練給付対象外サービス、家賃、預り金管理手数料は、毎月1日に指定口座より自動引き落としとさせていただきます。その他費用が入居者個人の消費にかかるものは、その都度精算するものとします。

第4章 事業者の義務

(事業者の姿勢)

第7条 事業者は、入居者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業者の定めた諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、常に入居者の健康に注意すると共に、入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師と連携し、入居者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施するものとします。

3 事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、医師の指示によることなく身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。

なお、こうした行為を行った場合は速やかに家族、または身元引受人に報告するものとします。

4 事業者は、入居者に対するグループホームサービスの提供について記録等を作成し、この契約終了後5年間保管し、入居者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5 事業者は、入居者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、グループホームサービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、入居者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。

(守秘義務)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、入居者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。

2 事業者は、職員が退職後、入居者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

第5章 利用者の義務

(グループホーム利用規則の遵守)

第10条 入居者は、グループホーム利用規則を守るよう努めます。

(入居者のグループホーム利用上の注意義務等)

第11条 入居者は、グループホームをその本来の用途に従って、利用するものとします。

第6章 損害賠償

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第12条 事業者は、グループホームサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに福岡県及び関係各機関並びに入居者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事業者の故意・過失により入居者に損害が生じたと立証された場合は、事業者は速やかに入居者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき入居者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第7章 契約の終了

(契約の終了事由)

第13条 入居者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するもの

のとします。

- (1) 入居者が死亡した場合。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりグループホームを閉鎖した場合。
- (3) 事業者が障害者共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- (4) 第14条もしくは第15条に基づき本契約が解約された場合

(入居者からの契約解約)

第14条 入居者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの

契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なくグループホームサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

第15条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30日以上予告期間において書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただ

し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第5条にもとづき入居者が事業者を支払うべきグループホームサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (3) 入居者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(契約の終了に伴う援助)

第16条 本契約が終了し、入居者がグループホームを退所する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- (1) 適切な医療機関または指定介護老人福祉施設等の紹介。
- (2) 他のグループホーム等の共同生活援助事業所の紹介。
- (3) その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

(居室の明け渡しと精算)

第17条 本契約が終了する場合において、入居者はそれまでに提供されたグループホームサービスに対する第5条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項にもとづく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

(残置物の引渡し等)

第18条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者、または身元引受人等にその旨を連絡するものとします。

- 2 入居者または身元引受人等は、前項の連絡を受けた後、1週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、入居者または身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者または身元引受人等に引き渡すものとします。但し、その引渡しに係る費用は入居者または身元引受人等が負担するものとします。

第8章 その他

(苦情解決)

第19条 事業者は、提供したグループホームサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

- 2 事業者は、入居者又は身元引受人が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(身元引受人)

第20条 事業者は、入居者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、入居者に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の責任を負います。

- (1) 入居者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業者と協力すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めること。
- (3) 入居者が死亡した場合の遺体の引き取り、慰留金品の処理、他必要な措置。

(代理人)

第21条 入居者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 入居者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(連帯保証人)

第22条 事業者は、入居者に対して連帯保証人を定める事を請求できます。ただし連帯保証人を定める事が出来ないやむを得ない理由があつて、事業者がそれを認める場合には、この限りではありません。

2 連帯保証人を定めるにあたっては、未成年でない者を定めることとします。

3 本契約に基づく事業者の入居者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

4 連帯保証人は、入居者が事業者に対して別紙重要事項説明書に記載した利用料金、損害賠償、残置物の処分に要する費用の支払いについて、入居者と連帯して保証するものとします。

5 前項の連帯保証責務により連帯保証人が負う保証責務の限度額は金30万円とします。

6 入居者が利用料金の支払いを3カ月分以上滞納した場合は、事業者は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法その他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、入居者及びその親族、又は身元引受人と事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

入 居 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人（入居者と共に内容を確認した親族）又は入居者の成年後見人等

住 所 _____

続柄（ ） 氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所 _____

続柄（ ） 氏 名 _____ 印

(極度額 30 万円)

事 業 者

所在地 福岡県京都郡苅田町大字稲光 1 4 4 2

名 称 グループホーム いなみつ

管理者 有吉 剛史 印

共同生活援助利用契約書に係わる了解事項
(グループホームサービス利用契約書に係わる了解事項)

第1項 法定代理人が、選任されていない当面の間は、第20条に規定する身元引受人がこれに代わるものとする。

第2項 事業者は、傷病、無届外出等利用者に異変が生じた場合は、身元引受人に連絡するものとします。度重なる無届外出が続いた場合は、直ちに本契約を解約するものとします。

上項につき、これを了解します。この了解事項を証するため、本書2通を作成し、入居者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

入 居 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 業 者 所在地 京都郡苅田町大字稲光1442番地

名 称 グループホーム いなみつ

管理者 _____ 有吉 剛史 _____ 印